

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数原 滋彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	03(3458)6221(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 蛇川 寿史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	03(3458)6221(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 蛇川 寿史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月30日開催の当社第147回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 16円

配当総額 932,087,232円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

変更案第13条第1項を新設し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

変更案第13条第2項を新設し、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除する。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、数原英一郎、数原滋彦、横石浩、永澤宣之、切田和久、鈴木孝雄、青山藤詞郎、矢野麻子、嶋本正の各氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、村上恵美、石田修の両氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、菅野智巳氏を選任する。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成割合(%)	可決要件	決議結果
第1号議案	495,244	17,529	0	96.47	(注)1	可決
第2号議案	512,421	352	0	99.82	(注)2	可決
第3号議案						
数原 英一郎	487,814	24,669	289	95.02	(注)3	可決
数原 滋彦	489,450	23,322	0	95.34		可決
横石 浩	496,967	15,805	0	96.81		可決
永澤 宣之	496,954	15,818	0	96.80		可決
切田 和久	496,955	15,817	0	96.80		可決
鈴木 孝雄	509,963	2,809	0	99.34		可決
青山 藤詞郎	504,450	8,322	0	98.26		可決
矢野 麻子	503,812	8,960	0	98.14		可決
嶋本 正	510,702	2,071	0	99.48		可決
第4号議案						
村上 恵美	508,260	4,512	0	99.01	(注)3	可決
石田 修	485,019	27,752	0	94.48		可決
第5号議案						
菅野 智巳	512,158	615	0	99.77	(注)3	可決
第6号議案	419,506	93,267	0	81.72	(注)1	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上